人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。））及び同項第５号の規定に基づき人事院が指定する法人

2　応募手続

⑴　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等

②　当該民間企業における地位及び業務内容

③　希望する労働契約の期間

④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　国における希望職務内容

③　希望する任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　参考

国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.htm1）を参照のこと。

4　応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班

〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３

電話番号：（03）3581―7722

e-mail:kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

公害等調整委員会公示第九号

公調委平成二十九年（フ）第一号・同第二号山形県鮎海郡遊佐町吉出字鬢曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月十一日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ六番地の三十五

裁定申請人　川越工業株式会社

代表者　代表取締役　川越　恵次

山形県山形市松波二丁目八番一号

処分庁　山形県知事

山形県鮎海郡遊佐町遊佐字舞鶴一一一番

参加人　遊佐町長

山形県知事が平成二十八年十二月二十日付けをもって川越工業株式会社の岩石採取計画の認可申請に対してした拒否処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める（山形県知事が平成二十九年一月十三日付けをもって川越工業株式会社の林地開発計画の変更許可申請に対してした拒否処分についての変更手続は本件の審理手続から分離され、終結した。）。

二　審理期日　平成二十九年十二月二十五日午後三時三〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理庭

東北地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年12月11日

東北地方整備局長　津田　修一

1　河川の名称　阿武隈川水系釈迦堂川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成29年12月11日

3　廃川敷地等の位置　福島県須賀川市大字江持・柳山・中曽根　地内

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　8,031.00平方メートル

公　告

諸　事　項

工場財団

青森県八戸市石堂二丁目11番21号**合同会社はちのへプロジェクト**の工場財団に青森県八戸市大字金浜字折場沢29番１折場沢太陽光発電所、青森県八戸市大字金浜字北ノ沢15番１北ノ沢太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年12月11日

青森地方法務局八戸支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成29年12月１日から６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年12月11日

東京法務局長　秋山　仁美

記

氏名　田中　浩二

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第3344号

事務所の所在地　東京都立川市高松町二丁目25番１―1004

違反行為　報酬の不正請求等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　トリプル・エー・パートナーズ・ジャパン株式会社

2．住所　東京都港区赤坂１―14―５　アークヒルズエグゼクティブタワー　612

3．代表者の氏名　代表取締役　パッカード・フランク・ランドルフ

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2686号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年６月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年12月11日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　New York Life Investment Management Asia Limited

2．住所　東京都千代田区内幸町１―１―１　帝国ホテルタワー　14階

3．代表者の氏名　日本における代表者　水鳥　達夫

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2964号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年６月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年12月11日

関東財務局長　浅野　僚也

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７０９３号

山口県山口市大内千坊５丁目８番７号

申立人　株式会社岡部

本籍山口県山口市仁保下郷780番地、最後の住所山口県山口市仁保下郷262番地１、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成29年４月21日、出生の場所山口県吉敷郡仁保村、出生年月日昭和20年３月22日、職業会社役員

被相続人　亡　岡部　通保

山口県山口市駅通り２丁目５番13号　未来ビル

相続財産管理人　弁護士　中光　弘治

山口家庭裁判所